

様々なビジネスの悩みを専門家が解決します

専門家派遣事業

中小企業者等が抱える経営、技術、デジタル化等に関する
様々な問題解決のために専門家を派遣します。

(本派遣事業は意思決定に対する助言を行うものであり、業務の代行は行いません)

活用事例

事業計画や
経営方針の策定

労務管理等の
見直し

マーケティング面の
アドバイス

商品・
メニュー開発

ホームページ・
SNSの作成支援

生産効率の改善

デジタル化の支援



派遣対象企業

下記の要件に合致する長野県内に事業所を有している中小企業者等の方(創業予定者も含む)

1 経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲があること

2 経営革新等、経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること

3 専門家派遣により支援の効果が期待できること

派遣回数

最大12単位24時間

※1単位あたり2時間
※年度内に1事業者にあたり1経営課題まで
※1日3単位(6時間)まで

申請時期

随時受付

(ただし、派遣の終了は翌年2月末を目安)



申請者の要件		オススメ 利用枠	最大利用 単位	利用者 負担金
創業予定または創業1年未満の事業者		創業者枠		無料
創業から1年 を経過して いる中小企 業者等	小規模事業者	小規模 事業者枠	9単位 (18時間)	経費の 4分の1
	DXや省力化を進めるために、 新たな機器やデジタル技術 システムを導入予定の事業者	DX・ 省力化枠	12単位 (24時間)	
	上記には該当しないが、経営の 向上を目指す意欲のある事業者	一般枠		経費の 2分の1

※1 派遣に要する費用は、派遣時間1単位(2時間)につき16,500円(消費税込み)の専門家への謝金です。
※2 創業者枠、小規模事業者枠を利用したものの、まだ時間が足りない場合、延長して、DX・省力化枠または一般枠を最大3単位6時間まで利用できます。(ただし、予算残がある場合に限りです)
※3 小規模事業者とは、従業員20人以下(卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は5人以下)の事業者を指します。



公益財団法人 長野県産業振興機構

専門家派遣事業の主な流れ

1 派遣申請

支援を求める個人・企業は申請書を当機構（経営支援部）へ郵送又は電子メールにて提出してください。

- ◎専門家の指定がない場合は当機構が要望の内容に沿った複数の専門家を紹介します。
- ◎創業枠の申請では金融機関、商工会議所、商工会との連携支援が証明できる記載が必要です。
- ◎未登録の方の派遣を希望される場合、その方からの登録申請を受け、登録後指定が可能です。

2 事前ヒアリング・派遣開始

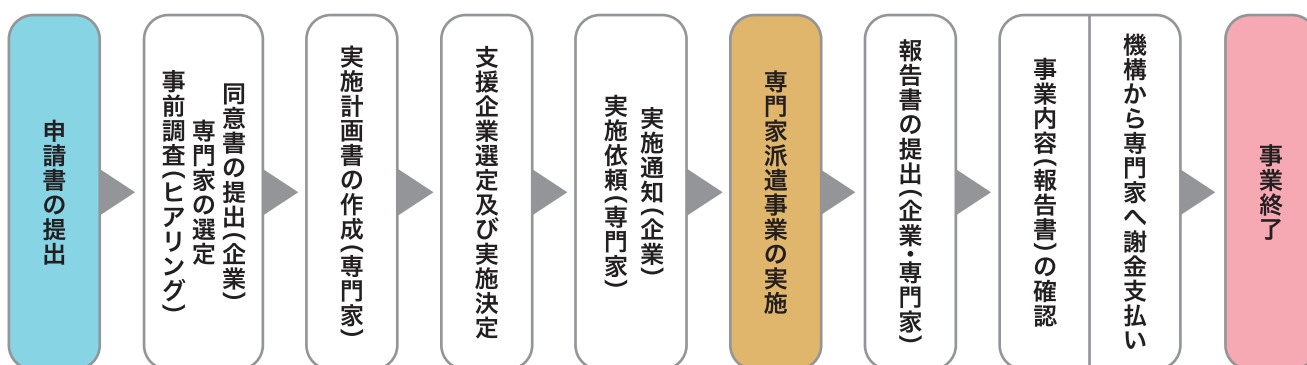
派遣内容の事前ヒアリングを行った上で審査を行い、専門家を派遣します。

- ◎負担金が発生する場合は当機構から送付する通知に基づき、負担金を振り込んでください。
- ◎派遣には1単位以上となるオンラインを活用した会議も含まれます。



3 報告書の提出

派遣の終了後、速やかに報告書を提出してください（専門家からも別途報告書を提出いただきます）。



専門家の
検索は
こちらから▶



専門家は中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁理士、行政書士、情報処理技術者等中小企業支援のため、専門的な知識や経験を用いて課題に積極的に取り組んでいる方々に登録いただいております。

■お問合せ先

（公財）長野県産業振興機構 経営支援部 TEL.026-227-5028

長野センター TEL.026-225-6650 上田センター TEL.0268-23-6788 松本センター TEL.0263-40-1780
諏訪センター TEL.0266-53-6000 伊那センター TEL.0265-76-5668

申込先

（公財）長野県産業振興機構 経営支援部

〒380-0928 長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3F
TEL.026-227-5028 E-mail:haken@nice-o.or.jp

申請・詳細はこちら▶

